

〔 平 12. 11. 28 〕
〔 総 6 - 2 〕

地 方 税 関 係 資 料

（ N P O 法 人 関 係 ）

個人住民税の寄附金控除について

1. 個人住民税における寄附金控除の考え方

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格を有しているため、政策的な控除は原則として認めていないが、控除を行う地方公共団体において寄附金を受けた団体からの受益があることが明白な場合に限り、寄附金控除の対象としているところである。

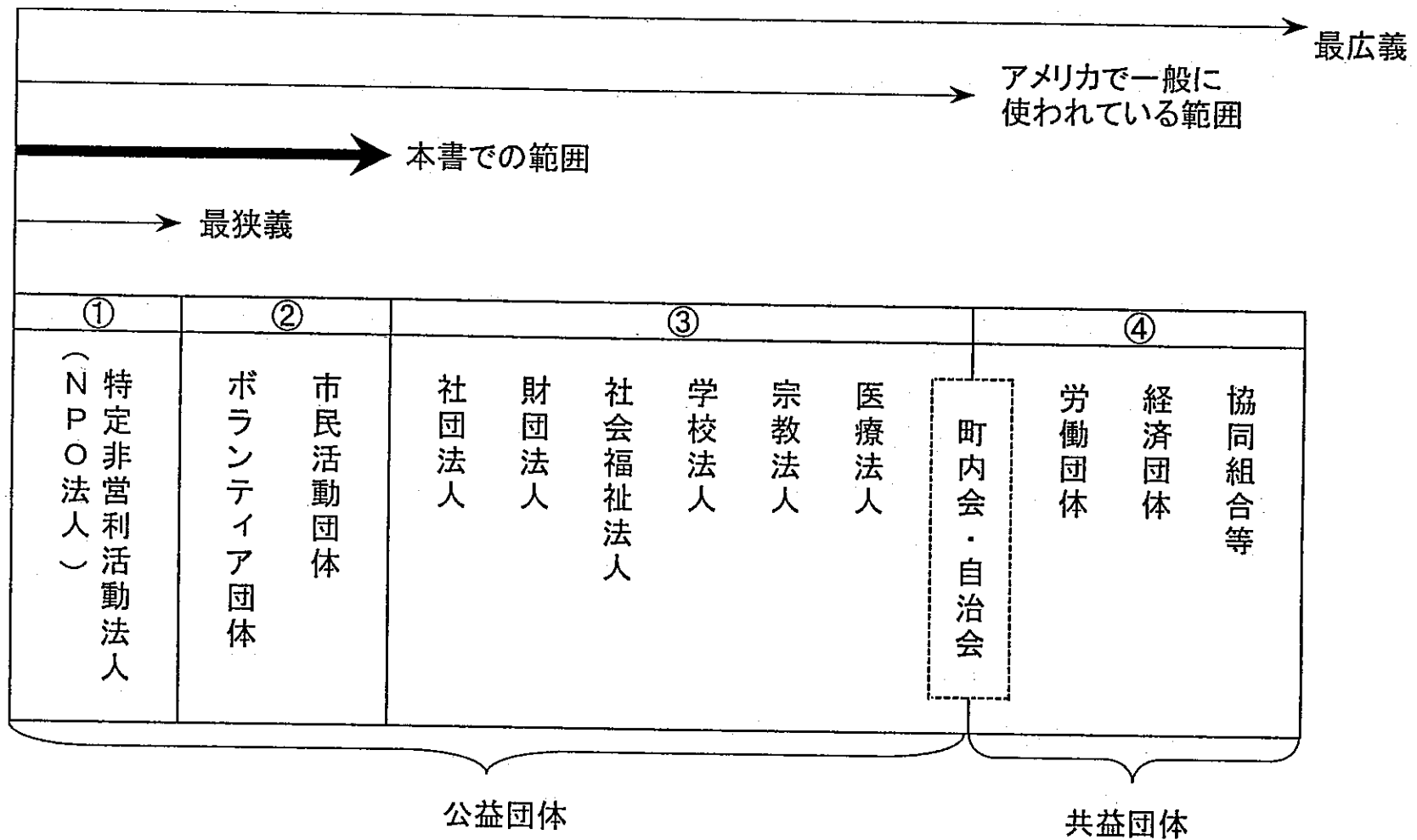
2. 個人住民税における寄附金控除の概要

納税義務者が次の寄附金を支払った場合に寄附金控除の対象となる。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）
- ② 住所所在の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金＜いわゆる指定寄附金＞
- ③ 住所所在の都道府県の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金＜いわゆる指定寄附金＞

寄附金控除額 = 寄附金（※）－ 10万円 ※ 所得金額の25％を限度

NPOに含まれる団体の種類



- (備考) 1. 各種資料をもとに経済企画庁にて作成。
 2. まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。
 (出典:平成12年度国民生活白書)

地方公共団体によるNPO法人やボランティア団体への支援について

1. 地域福祉基金等による財政支援

(例)

- ・ リサイクル事業を通じ環境保全を図るNPO法人
- ・ 老人等に対し訪問・食事サービスを行うNPO法人
- ・ 児童図書の貸出等を通じた子育て支援を行うNPO法人

その他、多種多様なNPO法人やボランティア団体に対し財政支援

2. その他の支援策

- ① NPO条例等による基本方針の策定
- ② NPO法人やボランティア団体の支援の拠点施設の整備
- ③ 公共施設、コピー機貸与等の物的支援
- ④ 収益事業を行わないNPO法人に対する法人住民税均等割の減免
- ⑤ NPO法人やボランティア団体に関する情報の住民への提供
- ⑥ 人材の確保・育成の支援

地方法人課税におけるNPO法人の課税の取扱い

1 NPO法人の課税の取扱いについて（法人住民税・法人事業税）

項 目		普 通 法 人	N P O 法 人	公 益 法 人 等
法人住民税 （均 等 割）	標準税率	都道府県 年額 2～ 80万円 市・町・村 年額 5～300万円	都道府県 年額 2万円 市・町・村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市・町・村 年額 5万円 ※1
法人住民税 （法人税割）	課税対象	法人税額	収益事業により生じた所得に係る法人税額に限り課税（税法上の33業種に限る）	
	標準税率	都道府県 5.0% 市・町・村 12.3%		
法人事業税	課税対象	所得（法人税の課税標準である所得の計算の例による）	収益事業により生じた所得に限り課税（税法上の33業種に限る）	
	標準税率	所得のうち 年400万円以下の金額 5.0% 年400万円超800万円以下の金額 7.3% 年800万円超の金額及び清算所得 9.6%		
寄付金の取扱い （法人税と同じ）	寄付金枠	所得の2.5%		所得の20%（※2）
	見なし 寄付金	なし		収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替えを寄付金とみなす

※1 収益事業を行わない一定の公益法人（民法第34条法人で博物館設置を主たる目的とするもの及び学術研究を目的とするもの等）は非課税

※2 学校法人等は所得の50%又は年200万円のいずれか多い金額

2 NPO法人に対して寄付を行った場合の税制（法人住民税・法人事業税）

NPO法人及び人格なき社団に対する寄付	公益法人等に対する寄付	
	右記以外の法人	特定公益増進法人
以下の一般寄付金の枠内で損金算入が認められている。 ＜一般寄付金枠＞ $(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$ （※3）	一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で次の額を限度に損金算入が認められている。 $(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$ （※3）	一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で次の額を限度に損金算入が認められている。 $(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$ （※3）

※3 資本金等を有しない場合は、所得金額の2.5%となっている。

わが国税制の現状と課題 ― 21世紀に向けた国民の参加と選択 ―（抄）（平成12年7月）

個人住民税の寄附金控除については、控除を行う地方公共団体と寄附金による地方公共団体の受益との対応関係が必要であるため、所得税に比較し、極めて限定されたものとなっています。